

# 上越市学校運営協議会規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、上越市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に置く学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営に関する教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画の促進及び連携の強化を図ることにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

## (学校の指定)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成することができると思われる学校について、当該学校の校長の意向を踏まえ、協議会を置く学校として指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による指定（以下「指定」という。）をするときは、あらかじめ地域住民等に周知するものとする。
- 3 指定の期間は3年とし、再指定を妨げない。

## (基本的な方針の承認)

第4条 指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）の校長（以下「校長」という。）は、毎年度、指定学校の次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 経営計画に関すること。
  - (2) 教育課程の編成に関すること。
  - (3) 組織の編成に関すること。
- 2 校長は、前項の規定により承認された方針に従って学校運営を行うものとする。

## (意見の申出)

第5条 協議会は、指定学校の運営全般について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。

## (評価)

第6条 協議会は、指定学校の運営状況等について、毎年度1回以上評価を行うものとする。

## (情報提供)

第7条 協議会は、地域住民等に対し、その活動状況を積極的に公開するなど情報提供に努めるものとする。

(組織)

第8条 協議会は、校長、校長が推薦する次に掲げる者及び指定学校の通学区域内に住所を有する市民で公募に応じたものから教育委員会が任命する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 指定学校の児童又は生徒の保護者
- (2) 指定学校の所在する地域の住民
- (3) 指定学校の教職員
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第9条 協議会の委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

- 2 委員は、前項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、その身分を失う。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第11条 協議会の会議は、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員（当該議事に利害を有する委員を除く。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録の作成及び閲覧)

第12条 校長は、会議の会議録を作成し、指定学校に5年間保管しなければならない。

- 2 校長は、会議録の写しを指定学校のホームページへの掲載その他の方法により閲覧に供しなければならない。

(研修等)

第13条 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るために必要な研修等を行うものとする。

(協議、助言等)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に協議及び助言を行うものとする。

- 2 教育委員会及び校長は、協議会が適正な合意形成を行えるよう、必要な情報の提供に努めなければならない。

(指定の取消し)

第15条 教育委員会は、前条の協議、助言等にもかかわらず、協議会が次の各号のいずれかに該当することにより、指定学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、指定学校の指定を取り消さなければならない。

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、委員から辞任の申出があったとき又は委員が次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 次条の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務を遂行することができないと認められるとき。
- (3) その他委員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当するときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任するときは、当該委員に解任の理由を示さなければならない。

(守秘義務等)

第17条 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。第1号の行為については、その職を退いた後も同様とする。

- (1) 職務上知り得た秘密を漏らす行為
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為
- (3) 協議会又は指定学校の運営に著しく支障を来す行為
- (4) その他委員としてふさわしくない行為

(庶務)

第18条 協議会の庶務は、指定学校において処理する。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会が、その他協議会に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。